

東京都土壌汚染対策アドバイザー派遣制度実施要領

(制定) 平成23年12月21日
23環改化第699号
(改定) 平成26年9月30日
26環改化第546号
(改定) 令和3年2月2日
2環改化第497号

(目的)

第1条 この要領は、東京都土壌汚染対策アドバイザー派遣制度実施要綱（平成23年12月21日付23環改化第698号。以下「要綱」という。）に基づく東京都土壌汚染対策アドバイザーを派遣する事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(アドバイザーの派遣手続)

- 第3条 要綱第7条第1項の規定による派遣の依頼は、別記様式1による東京都土壌汚染対策アドバイザー派遣依頼書（以下「派遣依頼書」という。）を知事に提出することにより行うものとする。
- 2 要綱第7条第2項の規定による受託者に対する派遣の指示は、別記様式2による東京都土壌汚染対策アドバイザー派遣指示書により行うものとする。
- 3 要綱第7条第2項の規定による企業に対する派遣決定の通知は、別記様式3による東京都土壌汚染対策アドバイザー派遣決定通知書により行うものとする。
- 4 要綱第7条第3項に規定する同意の提示は、第一項の派遣依頼書に、事業者が同意する旨を記載することにより行う。この場合において、同意の提示を行うことができないときは、その理由を記載した書面を派遣依頼書に添付するものとする。

(アドバイザーの選任要件)

第4条 要綱第8条に規定する要件は、次の表の左欄に掲げるアドバイザーの区分に応じ、当該右欄に定める要件とする。

管理技術者	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく土壌汚染調査技術管理者、技術士（総合技術監理部門）、技術士（環境部門）、技術士（建設部門）、技術士（応用理学部門）、技術士（衛生工学部門）若しくは土壌環境監理士の資格又はこれらと同等以上の能力（工学博士号、理学博士号等）を有し、かつ、土壌汚染対策に関する実務経験が5年以上あること。
技術者	土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査技術管理者、技術士（総合技術監理部門）、技術士（環境部門）、技術士（建設部門）、技術士（応用理学部門）、技術士（衛生工学部門）若しくは土壌環境監理士の資格又はこれらと同等以上の能力（工学博士号、理学博士号等）を有し、かつ、

	土壌汚染対策に関する実務経験が3年以上あること。
--	--------------------------

(従事者証の交付)

第5条 要綱第9条第1項の規定による従事者証の交付は、別記様式4による東京都土壌汚染対策アドバイザー業務従事者証を、受託者を經由して、選任されたアドバイザーに交付することにより行うものとする。

(受託者の守秘義務)

第6条 要綱11条の規定による秘密保持契約の締結は、別記様式5による東京都土壌汚染対策アドバイザー派遣制度に係る秘密保持契約書により行うものとする。

附 則

この要領は、平成23年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月2日から施行する。